

報告第13号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和3年3月23日提出

芽室町長 手島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 15,180円
- 2 損害賠償の相手方

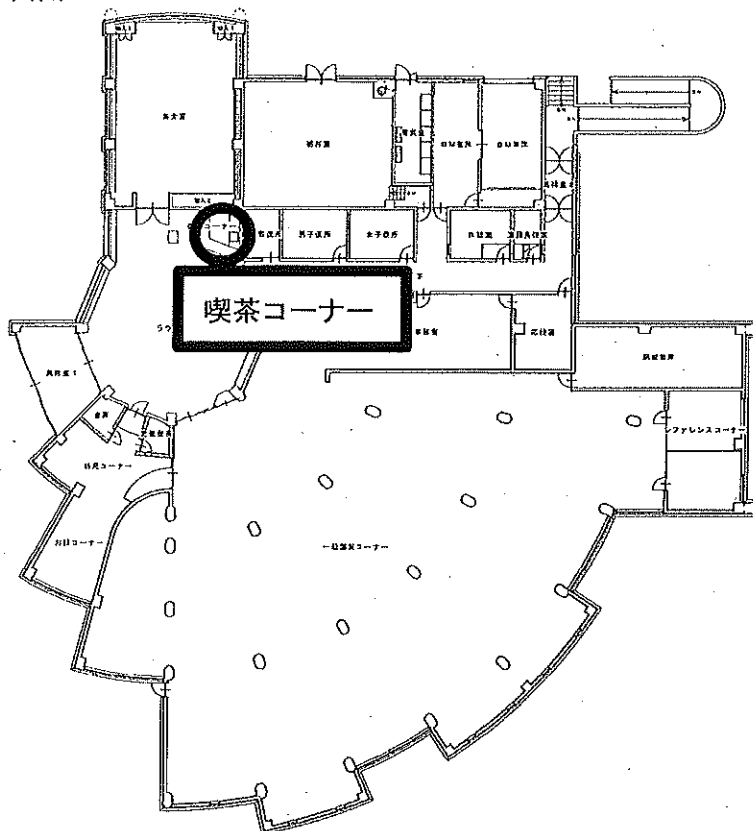
カフェ来ぶらーり

令和3年3月1日 専決処分

説 明

令和3年2月15日午後0時頃、芽室町図書館喫茶コーナー備付戸棚の扉が脱落して行政財産使用者所有の電磁調理器の上に落下し、損傷させたものであります。

芽室町図書館平面図



事故発生状況

